

当院では

看護職員の業務負担軽減

に取り組んでいます

厚生労働省では「看護職員の業務負担軽減」として看護職員の厳しい勤務実態等を十分に把握したうえで、看護職員の配置や夜間時間に関する要件のあり方を含め、看護職員の負担軽減及び処遇改善に向けた取り組みを推奨しています。当院におきましてはその一環として、以下の対応を実施しています。

1. 看護職員の勤務体制

連続夜勤の制限や、休息を十分に取れるようインターバルを 11 時間以上あけています
また部署の業務量に配慮したリリーフ体制を構築しています
短時間正規雇用の他、多様な勤務形態を選択できるようになっています

2. 看護補助者の夜間配置

夜間の介護福祉士、看護補助者の配置を行っています

3. 院内保育所の設置および病児保育体制

施設内の保育所設置および小児科医と連携することで、安心して業務をすることができます

4. 看護職員の研修

e ラーニングの活用、勤務時間内での研修の推奨
必要な研修が業務として受講できる環境づくりをおこなっています

5. ICT・RPA の導入

定型的な業務について RPA の活用の推奨をしています
患者見守りベッドや、電動ベッドへの変更を実施しています

6. 多職種との業務分担

多職種と連携し業務分担することで、看護師の業務軽減に努めています

7. 看護職員等処遇改善手当について

施設基準の維持を図り、看護職員等処遇改善手当の支給継続に努めています

